

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成24年1月10日提出
<b>【発行者名】</b>	H S B C 投信株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役 松田 庄平
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都中央区日本橋三丁目11番1号
<b>【事務連絡者氏名】</b>	村中 広司
<b>【電話番号】</b>	代表（03）3548-5690
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】</b>	H S B C ブラジル・インフラ株式オープン
<b>【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】</b>	上限5,000億円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことに伴い、平成23年7月8日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項に変更がありますので、これを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部\_\_は、訂正部分を示します。なお、図もしくは表が含まれる部分については、下線を省略する場合があります。

### 第一部【証券情報】

#### （8）【申込取扱場所】

<訂正前>

販売会社において申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12) その他」に記載の<照会先>にお問い合わせください。

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者または登録金融機関がファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

<訂正後>

販売会社においてお申込みの取扱いを行います。販売会社については、「(12) その他」に記載の<照会先>にお問い合わせください。

販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が販売会社と取次契約を結ぶことにより、ファンドを当該販売会社に取り次ぐ場合があります。

### 第二部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

##### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

ファンドの目的

当ファンドは、「H S B C ブラジル・インフラ株式マザーファンド」（「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、主にブラジル連邦共和国（「ブラジル」といいます。）のインフラに関連する株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

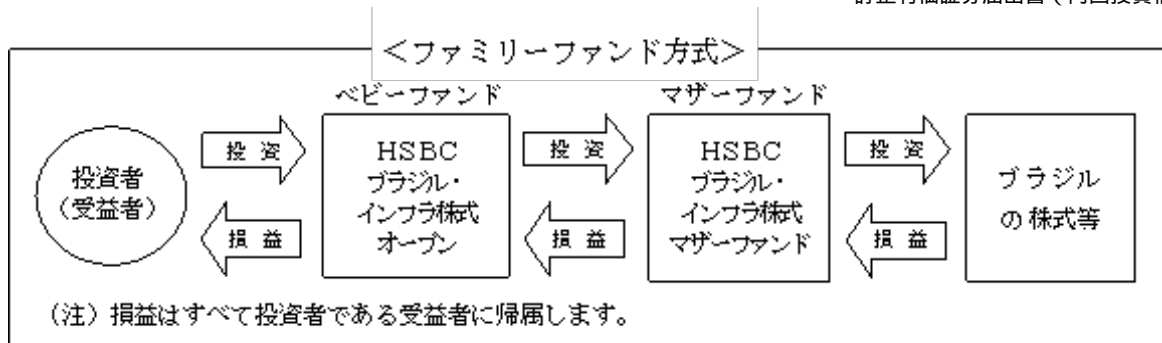
（省略）

ファンドの特色

1) 当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。

ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。また、将来、新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドへ投資することがあります。



## 2.) ブラジルの株式等に投資します。

マザーファンドへの投資を通じて、以下の株式等に投資します。

- ・ ブラジルのインフラ関連企業の株式
- ・ ブラジルのインフラにかかわるブラジル以外の国の企業の株式
- ・ 投資対象企業の A D R（米国預託証券）や G D R（グローバル預託証券）等

預託証券とは、ある国の発行会社の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、その代替として海外で発行される証券のことをいいます。

## 3.) 主として、ブラジルのインフラに関連する企業の株式の中から銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。

### インフラとは

インフラストラクチャーの略で、道路、鉄道、港湾、空港、灌漑、電力、通信、不動産・住宅建設など、経済発展のために不可欠な社会基盤のことです。

## 4.) 運用委託契約に基づいて、H S B C グループの一員である H S B C バンク ブラジル エス エイ - Banco Múltiplo にマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

委託の内容：有価証券等に関する運用の指図

委託先の名称：H S B C バンク ブラジル エス エイ - Banco Múltiplo

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

### ＜マザーファンドの投資プロセス＞



## 5.) 株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。

## 6.) 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

## 7.) H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。

### H S B C グループおよび H S B C グローバル・アセット・マネジメント

H S B C グループの持株会社である H S B C ホールディングス plc は、英国に本部を置いています。H S B C グループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにまたがる 87 の国と地域に 7,500 を超える拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、1865 年に遡ります。

H S B C グローバル・アセット・マネジメントは、H S B C グループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ（ボンベイ）、東京等、世界 30 以上の国と地域に拠点を有しています。H S B C 投信株式会社は、H S B C グローバル・アセット・

マネジメントの一員です。

上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更となることがあります。

#### < 訂正後 >

##### ファンドの目的

当ファンドは、「H S B C ブラジル・インフラ株式マザーファンド」<sup>\*1</sup>への投資を通じて、主にブラジル連邦共和国<sup>\*2</sup>のインフラに関連する株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

\*1 以下、「マザーファンド」といいます。\*2 以下、「ブラジル」といいます。

(省略)

##### ファンドの特色

#### 1.) ブラジルの株式等に投資します。

・マザーファンドへの投資を通じて、以下の株式等に投資します。

投資対象企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラジル国内のインフラ関連企業</li> <li>・ブラジルのインフラに関連し、収益のかなりの部分をブラジル国内の活動から得ている、ブラジル以外の国の企業</li> </ul>
投資対象有価証券	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラジルの証券取引所（サンパウロ証券取引所）に上場あるいはその他の取引所または取引所に準ずる市場で取引されている投資対象企業の株式</li> <li>・投資対象企業のA D R（米国預託証券）やG D R（グローバル預託証券）等</li> </ul> <p>預託証券とは、ある国の会社の株式を海外でも流通させるために、その会社の株式を銀行等に預託し、見合いに海外で発行される証券のことをいいます。</p>

・株式の実質組入比率は、原則として高位に維持します。

・実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

#### 2.) ブラジルのインフラに関連する企業の株式の中から銘柄を厳選し、ポートフォリオを構築します。

**インフラとは** インフラストラクチャーの略で、道路、鉄道、港湾、空港、灌漑、電力、通信、公共住宅など、経済発展のために不可欠な社会基盤のことです。

#### 3.) H S B C バンク ブラジル エス エイ - Banco Múltiploに運用を委託します。

・運用委託契約に基づいて、H S B C バンク ブラジル エス エイ - Banco Múltiploに、マザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

##### ・投資プロセス



・H S B C グローバル・アセット・マネジメントに加え、H S B C グループ内の情報ソースを活用します。

## HSBCグループおよびHSBCグローバル・アセット・マネジメント

HSBCグループの持株会社であるHSBCホールディングスplcは、英国に本部を置いています。HSBCグループは、ヨーロッパ、アジア太平洋地域、アメリカ大陸、中東、アフリカにまたがる80を超える国と地域に約7,500の拠点を擁する世界有数の金融グループです。その歴史は、1865年の創業に遡ります。

HSBCグローバル・アセット・マネジメントは、HSBCグループに属する資産運用会社の総称です。ロンドン、パリ、ニューヨーク、サンパウロ、香港、シンガポール、ムンバイ（ボンベイ）、東京等、世界約30の国と地域に拠点を有しています。HSBC投信株式会社は、HSBCグローバル・アセット・マネジメントの一員です。

上記は本書提出日現在知りうる情報であり、今後変更になることがあります。

### (3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

ファンドの仕組みの概要

(図省略)

\_\_\_委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

#### 1) 受託会社と締結している契約

受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。

#### 2) 販売会社と締結している契約

販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。

#### 3) 投資顧問会社と締結している契約

投資顧問会社と委託会社の間では「運用委託契約」が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

委託会社の概況

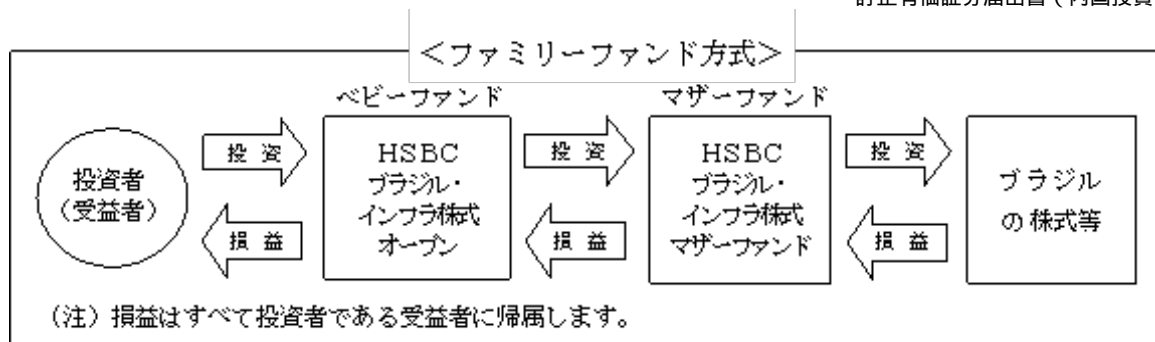
(省略)

<訂正後>

ファンドの仕組み

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者からご投資いただいた資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。ベビーファンドがマザーファンドに投資する際の投資コストはかかりません。



## 関係法人の概要

(図省略)

### ＜委託会社が関係法人と締結している契約等の概要＞

- 1) 受託会社と委託会社の間では「証券投資信託契約」が締結されており、信託財産の運用方針、信託報酬の総額、募集方法に関する事項等が定められています。
- 2) 販売会社と委託会社の間では「募集・販売等に関する契約」が締結されており、募集および一部解約の取扱いに関する事項、収益分配金の再投資に関する事務、収益分配金、換金代金および償還金の支払いの取扱いに関する事項等が定められています。
- 3) 投資顧問会社と委託会社との間では「運用委託契約」が締結されており、マザーファンドの運用指図に関する権限の委託にあたっての投資顧問会社の義務、報酬、法令遵守等が定められています。

### 委託会社の概況

(省略)

## 2【投資方針】

### (3)【運用体制】

＜訂正前＞

(省略)

#### 当ファンドの運用管理体制

委託会社は以下の通り、運用委託先の運用状況を監視し管理します。

運用委託先運用部門で執行する取引内容は、管理部が確認し、運用部へ報告します。

運用部は、管理部からの取引報告をもとに運用委託先運用部門が行う運用状況のチェックおよび委託会社独自のモニタリングシステムを通じた監視により、ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々管理します。

プロダクトマネジメント部は、投資制限の設定、商品性のチェックを行います。

コンプライアンス部は、運用部およびプロダクトマネジメント部のチェック状況をモニタリングします。また運用委託先コンプライアンス部門のモニタリング状況を確認します。

なお運用委託先において、運用部門が適正な運用を行っているかを、運用委託先コンプライアンス部門がモニタリングします。

(省略)

ファンドの運用に関して、以下のような運用規則を設けています。

#### (法令等の遵守)

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、(社)投資信託協会、(社)日本証券投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

(省略)

#### (最良執行方針)

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとって最良の取引の条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行を行わなければならない。

## （善管注意義務）

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスクのみならず、政治リスク、決済リスク、オペレーションリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

## （省略）

運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

## &lt;訂正後&gt;

## （省略）

## 当ファンドの運用管理体制

委託会社は以下の通り、運用委託先の運用状況を監視し管理します。

運用委託先運用部門で執行する取引内容は、管理部が確認し、運用部へ報告します。

運用部は、管理部からの取引報告をもとに運用委託先運用部門が行う運用状況のチェックおよび委託会社独自のシステムを通じたモニタリングにより、運用委託契約に沿った運用を適正に行っているかを日々管理します。

プロダクトマネジメント部は、投資制限の設定、商品性のチェックを行います。

コンプライアンス部は、運用部およびプロダクトマネジメント部のチェック状況をモニタリングします。また運用委託先コンプライアンス部門のモニタリング状況を確認します。

なお運用委託先において、運用部門が適正な運用を行っているかを、運用委託先コンプライアンス部門がモニタリングしています。

## （省略）

ファンドの運用に関しては、以下のような原則にしたがいます。

## （法令等の遵守）

運用業務の遂行にあたっては、金融商品取引業者の業務の公共性を自覚し、金融商品取引法および関連法令、社団法人投資信託協会、社団法人日本証券投資顧問業協会等で定める諸規則およびガイドライン等を遵守しなければならない。

## （省略）

## （最良執行方針）

運用業務の遂行にあたっては、投資者にとり最良の取引条件で注文を執行しなければならない。運用業務に携わる者は最良執行義務を負い、価格のみならず、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行しなければならない。

## （善管注意義務）

運用業務の遂行にあたっては、善良なる管理者の注意をもって資産の適正な分別管理を行い、業務を遂行しなければならない。また、市場リスク、流動性リスク、信用リスク、財務リスク、カントリーリスク、決済リスク、オペレーショナルリスク等に配慮しこれを行わなければならない。

## （省略）

運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

## （４）【分配方針】

## &lt;訂正前&gt;

## 収益分配方針

## （省略）

## 収益の分配方式

## （省略）

## 収益分配金の交付

## （省略）

## &lt;分配金に関する留意点&gt;

- ・分配金は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）を超えて支払われる場合

があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の全部または一部が、実質的に元本の払戻しに相当する場合があります。
- ・ 分配金は信託財産から支払われますので、分配金支払い後の純資産総額は減少し、基準価額が下落する要因となります。また、計算期間中の運用収益以上に分配が行われた場合には、基準価額が前期の決算日に比べて下落することになります。

<訂正後>

収益分配方針

(省略)

(注) 将来の分配金について保証するものではなく、分配を行わない場合もあります。

収益の分配方式

(省略)

収益分配金の交付

(省略)

<分配金に関する留意点>

- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

### 3【投資リスク】

<訂正前>

#### (1) 当ファンドのリスク

当ファンドはマザーファンドを通じて、主として外国株式等の値動きのある証券（外貨建資産に投資する場合、為替変動もあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。また、信託財産に生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。ご購入に際しては、ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（マザーファンドを含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

基準価額の変動リスク

##### 1) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、これが繰り返される傾向にあります。現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

(省略)

##### 5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。



エマージング・マーケット（新興国市場）では、一般に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、前記各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

#### 6) 投資対象国における税制変更にかかるリスク

(省略)

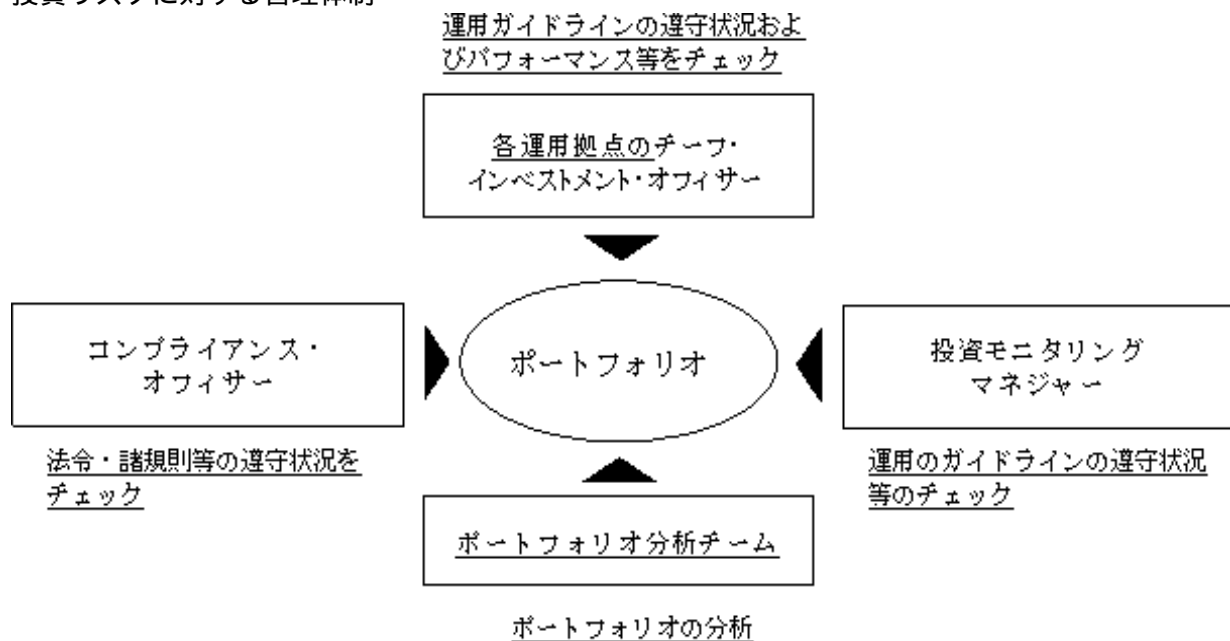
\* 金融取引税とは、日本や海外の投資者がブラジル国内のブラジル・レアル建ての債券や株式を購入するために、外貨（日本円、米ドル等）からブラジルレアルに交換する際の為替取引等に対して課せられる税金のことです。

(省略)

その他の留意点

(省略)

#### (2) 投資リスクに対する管理体制



投資リスクの管理は、各運用拠点のチーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、投資モニタリングマネジャー、ポートフォリオ分析チームによる複眼的な管理体制を採っております。また、効率的な管理を行うためにポートフォリオモニタリングシステムが整備されており、各担当者が共通のインフラにアクセスして投資リスクを管理する体制となっております。

- ・ 各運用拠点のチーフ・インベストメント・オフィサーは、主に運用ガイドラインの遵守およびパフォーマンス等のポートフォリオの運用状況の管理を行います。
- ・ コンプライアンス・オフィサーは、運用部門からは完全に独立しており、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行っております。
- ・ 投資モニタリングマネジャーは、主にポートフォリオモニタリングシステムを通じ、ポートフォリオの運用状況を把握しており、必要な場合、運用部門に対し改善を求める権限を持っております。改善の要求と結果は、コンプライアンス・オフィサーにも同様に報告されます。
- ・ ポートフォリオ分析チームは、運用部門から完全に独立したチームであり、ポートフォリオの各種リスク特性を示す要因分析を行い、定期的にチーフ・インベストメント・オフィサー、運用担当者、コンプライアンス・オフィサー、投資モニタリングマネジャーに対し分析結果が報告されます。

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則および社内業務規定に則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法および管理体制、運営全般についての精査が行われております。

投資リスクに対する管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントに共通した管理方法について記載しております。なお、この体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

<訂正後>

### (1) ファンドのリスク

投資信託は元本保証のない金融商品です。また、投資信託は預貯金とは異なることにご注意ください。当ファンドは、主に値動きのある外国の有価証券を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格変動あるいは外国為替の相場変動次第では、当ファンドの基準価額が下落し、投資者の皆さまの投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。ご購入に際しては、当ファンドの内容およびリスクを十分ご理解のうえご検討いただきますようお願いいたします。

当ファンド（マザーファンドを含みます。）の主なリスクおよび留意点は以下のとおりです。

#### 基準価額の変動リスク

##### 1) 株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は短期的または長期的に大きく下落することがあります。株式市場には株価の上昇と下落の波があり、現時点で価格が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。組入銘柄の株価が大きく下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

(省略)

##### 5) カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または資本取引、外貨取引等に関する規制の変更や新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難になることがあります。

エマージング市場は、一般的に先進諸国の市場に比べ、市場規模が小さく流動性が低いことなどから、上記の各リスクが大きくなる傾向があります。また、企業情報の開示制度や決済制度などのインフラストラクチャーが未発達なことなどから、正確な情報に基づいた投資判断ができない可能性もあります。これにより当ファンドの基準価額が影響を受け、損失を被ることがあります。

##### 6) 投資対象国における税制変更にかかるリスク

(省略)

\* 金融取引税とは、日本や海外の投資者がブラジル国内のブラジルリアル建ての債券や株式を購入するために、外貨（日本円、米ドル等）からブラジルリアルに交換する際の為替取引等に対して課される税金のことです。

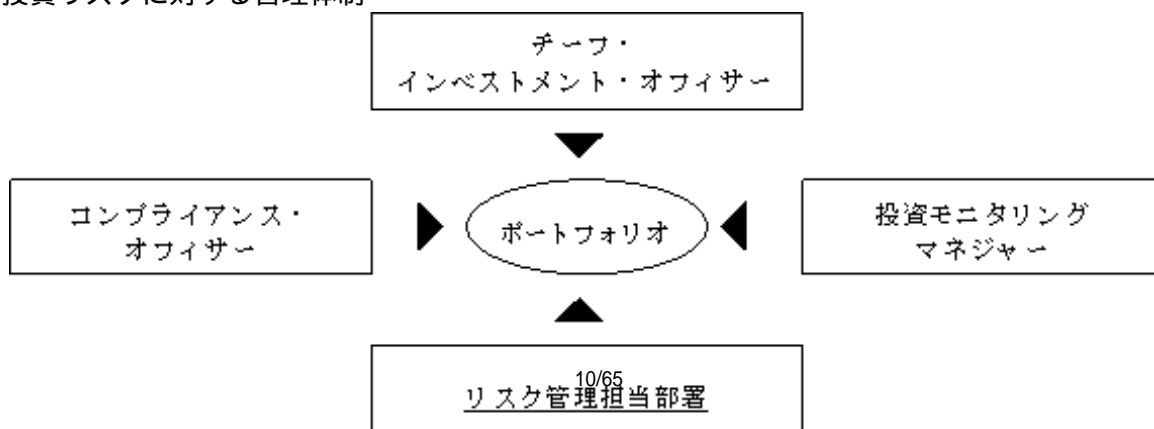
(省略)

その他の留意点

(省略)

5) 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、他のベビーファンドが当ファンドの投資対象であるマザーファンドに投資する場合、他のベビーファンドにおける資金変動等が当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

### (2) 投資リスクに対する管理体制



投資リスクの管理は、チーフ・インベストメント・オフィサー、コンプライアンス・オフィサー、運用から独立したリスク管理担当部署による複眼的な管理体制を採っております。リスク管理の状況は、定期的に開催されるリスク管理委員会（運用拠点により呼称が変わることがあります。）に報告され、審議されます。さらに、委託会社では投資モニタリングマネジャーが、投資ガイドラインに沿った運用を適正に行っているかを日々モニタリングしています。

- ・チーフ・インベストメント・オフィサーは、運用プロセスのモニタリングやパフォーマンスの評価を行います。
- ・コンプライアンス・オフィサーは、法令・諸規則等に基づいた遵守状況のモニタリングを行います。
- ・リスク管理担当部署は、リスク全般をモニタリングしています。運用部門と密接にコミュニケーションを取りつつも業務は完全に独立して行い、リスク管理状況はリスク管理部門の責任者やチーフ・インベストメント・オフィサー等に報告されます。なお、コンプライアンス部門の一連の業務とも完全に独立し、リスク管理を行っています。
- ・投資モニタリングマネジャーは、投資ガイドラインの遵守状況をモニタリングしており、必要に応じて運用部門に対し改善を求めます。改善の要求と結果はコンプライアンス・オフィサーにも報告されます。

その他、H S B C グループの監査部門による内部監査、監査法人による外部監査も行われており、各部門が法令・諸規則およびガイドラインに則って運営されているかどうかについてチェックされ、業務方法及び管理体制、運営全般についての精査が行われています。

投資リスクの管理については、H S B C グローバル・アセット・マネジメントの代表的な管理方法について記載しております。なお、この体制は本書提出日現在のものであり、今後変更になる可能性があります。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### ( 3 ) 【信託報酬等】

< 訂正前 >

運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.995%（税抜年1.90%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の支弁

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

（省略）

## &lt;訂正後&gt;

## 運用管理費用（信託報酬）の総額

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.995%（税抜年1.90%）の率を乗じて得た金額を費用として計上します。

## 信託報酬の支払い

上記の信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払うものとします。

信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

（省略）

## （5）【課税上の取扱い】

## &lt;訂正前&gt;

（省略）

## 個人、法人別の課税の取扱いについて

## 個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されず（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。

3)（省略）

## 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成24年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

（注）上記の内容は平成23年5月末日現在のものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## &lt;訂正後&gt;

（省略）

## 個人、法人別の課税の取扱いについて

## 個人の受益者に対する課税

- 1) 収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）または申告分離課税を選択することもできます。
- 2) 換金時および償還時の差益（換金価額および償還価額から購入費（購入時手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）が譲渡所得とみなされて課税され、申告分離課税が適用されず（特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。）。その場合、平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率となります。

## 3) (省略)

## 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税のみ）、平成26年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。

当ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

(注) 上記の内容は平成23年10月末日現在のものであり、税法等が改正された場合には変更になることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務の専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

## &lt;訂正・更新後&gt;

以下は平成23年10月末日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (1)【投資状況】

## H S B C ブラジル・インフラ株式オープン

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	-	1,539,395,593	100.11
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	1,680,693	0.11
合計（純資産総額）	-	1,537,714,900	100.00

## (参考) H S B C ブラジル・インフラ株式マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	ブラジル	1,453,495,995	94.42
	バミューダ諸島	31,946,433	2.08
	小計	1,485,442,428	96.49
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	53,964,770	3.51
合計（純資産総額）	-	1,539,407,198	100.00

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	H S B C ブラジル・インフラ 株式マザーファンド	1,875,253,494	1.0674	2,001,794,667	0.8209	1,539,395,593	100.11

## 投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.11
合計	100.11

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （参考情報）H S B C ブラジル・インフラ株式マザーファンド

## 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ブラジル	株式	VALE SA-SP ADR	素材	49,000	2,638.05	129,264,817	2,069.70	101,415,545	6.59
2	ブラジル	株式	CCR SA	運輸	47,448	2,196.11	104,201,126	2,128.17	100,977,747	6.56
3	ブラジル	株式	ECORODOVIAS INFRAESTRUTURA E LOGISTICA	運輸	161,000	602.35	96,979,477	600.54	96,687,809	6.28
4	ブラジル	株式	BR MALLS PARTICIPACOES SA	商業・専門 サービス	105,445	791.49	83,459,306	837.86	88,348,674	5.74
5	ブラジル	株式	VALE SA PREF ADR	素材	45,060	2,363.60	106,503,816	1,932.86	87,094,896	5.66
6	ブラジル	株式	MILLS ESTRUTURAS E SERVICOS DE ENGENHARIA	資本財	104,600	861.41	90,104,092	798.46	83,519,198	5.43
7	ブラジル	株式	GERDAU - ADR	素材	102,893	982.75	101,119,124	736.29	75,759,344	4.92
8	ブラジル	株式	BRADESCO PN - ADR	銀行	50,995	1,474.97	75,216,244	1,470.25	74,975,526	4.87
9	ブラジル	株式	TELEFONICA BRASIL SA-ADR	電気通信 サービス	27,717	2,013.72	55,814,415	2,281.18	63,227,604	4.11
10	ブラジル	株式	TOTVS SA	ソフトウェア ・サービス	44,000	1,265.88	55,698,779	1,272.64	55,996,556	3.64
11	ブラジル	株式	PETROBRAS ON - ADR	エネルギー	25,583	3,159.75	80,836,140	2,149.00	54,978,122	3.57
12	ブラジル	株式	PETROBRAS PN - ADR	エネルギー	26,506	2,816.10	74,643,679	2,011.39	53,313,969	3.46
13	ブラジル	株式	MARCOPOLO SA - PREF	資本財	145,800	313.96	45,776,597	347.82	50,713,205	3.29
14	ブラジル	株式	BANCO DO BRASIL SA	銀行	42,311	1,327.44	56,165,732	1,182.06	50,014,521	3.25
15	ブラジル	株式	DURATEX SA	素材	107,274	637.23	68,358,243	433.42	46,495,265	3.02
16	ブラジル	株式	IOCHPE-MAXION SA	資本財	40,276	989.13	39,838,344	1,100.09	44,307,389	2.88
17	ブラジル	株式	PDG REALTY SA	不動産	110,800	432.45	47,915,538	362.77	40,195,237	2.61
18	ブラジル	株式	BANCO ESTADO RIO GRANDE SUL	銀行	47,998	881.34	42,302,720	813.40	39,041,976	2.54
19	ブラジル	株式	AES TIETE SA-PREF	公益事業	31,600	1,080.69	34,149,978	1,100.54	34,777,285	2.26
20	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA-ADR	銀行	21,462	1,882.32	40,398,512	1,535.56	32,956,242	2.14
21	バミュー ダ 諸島	株式	WILSON SONS LTD-BDR	運輸	28,500	1,202.44	34,269,810	1,120.92	31,946,433	2.08
22	ブラジル	株式	PETROBRAS ON	エネルギー	29,604	1,026.66	30,393,450	1,054.35	31,213,012	2.03
23	ブラジル	株式	LPS BRASIL CONSULTORIA DE IMOVEIS SA	不動産	20,800	1,816.11	37,775,113	1,494.57	31,087,056	2.02
24	ブラジル	株式	MRV ENGENHARIA	不動産	52,300	613.67	32,095,437	583.33	30,508,430	1.98
25	ブラジル	株式	GOL LINHAS AEREAS INTEL-ADR	運輸	40,228	1,049.62	42,224,314	655.43	26,366,738	1.71
26	ブラジル	株式	ANHANGUERA EDUCACIONAL PARTICIPACOES SA	消費者 サービス	19,046	1,690.22	32,191,983	1,177.53	22,427,426	1.46
27	ブラジル	株式	OGX PETROLEO E GAS PARTICIPA	エネルギー	27,000	930.70	25,129,156	670.29	18,097,884	1.18
28	ブラジル	株式	ITAU UNIBANCO HOLDING SA	銀行	11,400	1,443.94	16,460,950	1,499.09	17,089,728	1.11
29	ブラジル	株式	GERDAU SA - PREF	素材	1,929	901.76	1,739,509	711.05	1,371,621	0.09
30	ブラジル	株式	VALE SA-PREF A	素材	285	2,148.10	612,209	1,887.68	537,990	0.03

## 種類別および業種別投資比率

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	素材	20.31
		運輸	16.63
		銀行	13.91
		資本財	11.60
		エネルギー	10.24
		不動産	6.61
		商業・専門サービス	5.74
		電気通信サービス	4.11
		ソフトウェア・サービス	3.64
		公益事業	2.26
		消費者サービス	1.46
合計			96.49

(注) 業種分類は、世界産業分類基準 (GICS) に基づいています。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。



## ( 3 ) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成23年10月末日および同日前1年以内における各月末ならびに計算期間末の純資産の推移は次のとおりです

計算期間末または各月末	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期（平成23年4月11日）	2,458	2,458	1.0748	1.0748
平成22年10月 末日	2,646	-	0.9701	-
平成22年11月 末日	2,684	-	0.9901	-
平成22年12月 末日	2,577	-	0.9831	-
平成23年 1月 末日	2,394	-	0.9503	-
平成23年 2月 末日	2,343	-	0.9550	-
平成23年 3月 末日	2,376	-	1.0056	-
平成23年 4月 末日	2,212	-	1.0325	-
平成23年 5月 末日	2,078	-	0.9889	-
平成23年 6月 末日	2,035	-	0.9813	-
平成23年 7月 末日	1,783	-	0.8928	-
平成23年 8月 末日	1,607	-	0.8193	-
平成23年 9月 末日	1,356	-	0.6983	-
平成23年10月 末日	1,537	-	0.8017	-

## 【分配の推移】

期	1口当たり分配金（円）
第1期	0.0000

## 【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1期	7.5
第2期（中間期）	32.8

## (参考情報) 運用実績

(2011年10月末現在) 基準価額：8,017円／純資産総額：15億円

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

## ① 基準価額・純資産総額の推移



## ② 分配の推移

決算期	分配金
第1期(2011年4月)	0円
設定来累計	0円

注:分配金は1万口当たりの税引前の金額です。

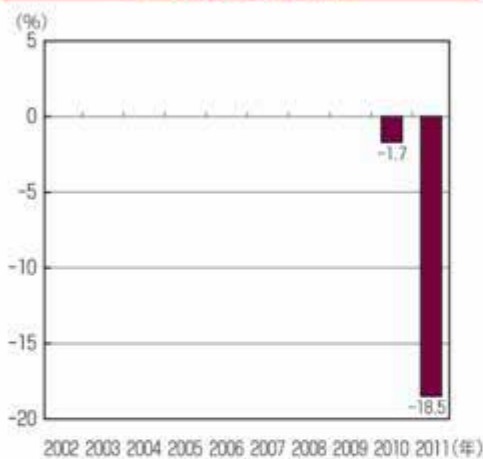
## ③ 主要な資産の状況

(マザーファンドのデータを表示しています。)

順位	銘柄名	業種	比率
1	ヴァーレ ON ADR	素材	6.6%
2	コンセッションエス・ロドビアリアス	運輸	6.6%
3	エコロドビアス	運輸	6.3%
4	BRモーリス	商業・専門サービス	5.7%
5	ヴァーレ PN ADR	素材	5.7%
6	ミルズ・エストゥルトゥラス・エ・セルビンス	資本財	5.4%
7	ゲルダウ PN ADR	素材	4.9%
8	ブラデスコ銀行 PN ADR	銀行	4.9%
9	テレフォニカ・ブラジル PN ADR	電気通信サービス	4.1%
10	TOTVS	ソフトウェアサービス	3.6%
組入銘柄数			30

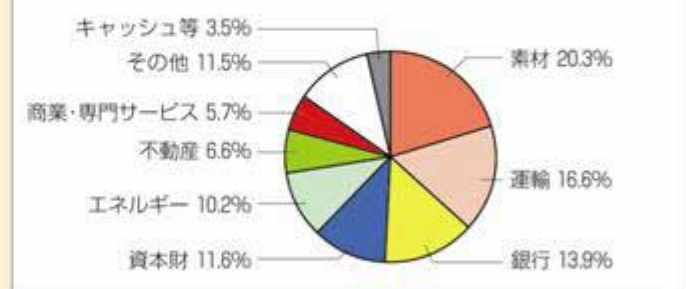
注:銘柄名のPNは優先株、ONは普通株です。(ONは省略することがあります。)

## ④ 年間収益率の推移



- 当ファンドはベンチマークを設けていません。
- 2010年は、設定日(4月22日)から年末までの騰落率です。
- 2011年は、年初から10月末までの騰落率です。

## 業種別組入比率

注:当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率は100.11%です。  
注:表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

金融取引税の基準価額への影響等を週報・月報で開示しております。週報・月報は委託会社ホームページでご覧いただけます。

## ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

期	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	3,282,947,600	995,439,925
第2期（中間期）	75,562,262	448,457,654

（注1）本邦外において設定及び解約の実績はありません。

（注2）第1期の設定口数には当初申込期間中の設定口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

< 訂正前 >

（省略）

## ( 7 ) その他留意事項

## 購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*1</sup>があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取消することができます。

<sup>\*1</sup> やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態<sup>\*2</sup>による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。

<sup>\*2</sup> 投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

（省略）

< 訂正後 >

（省略）

## ( 7 ) その他留意事項

## 購入申込の受付中止・取消

購入申込者の購入申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられる、または信託財産が毀損するおそれがあると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*</sup>があるときは、委託会社の判断により、購入申込の受付を中止することおよび既に受け付けた購入申込の受付を取消することができます。

<sup>\*</sup> やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

（省略）

## 2【換金（解約）手続等】

&lt;訂正前&gt;

（省略）

## （7）その他留意事項

## 換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*1</sup>があるときは、換金申込の受付を中止することができます。

換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込の請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「（3）換金価額」に準じて計算された価額とします。

<sup>\*1</sup> やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態<sup>\*2</sup>による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。

<sup>\*2</sup> 投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

（省略）

&lt;訂正後&gt;

（省略）

## （7）その他留意事項

## 換金申込の受付中止・取消

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情<sup>\*</sup>があるときは、換金申込の受付を中止することができます。

換金申込の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込の請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受け付けたものとして、前記「（3）換金価額」に準じて計算された価額とします。

<sup>\*</sup> やむを得ない事情とは、投資対象国における非常事態による市場の閉鎖または流動性の極端な低下ならびに資金の受渡しに関する障害、コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合等を指します。投資対象国における非常事態とは、金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争等運用に影響を及ぼす事態を指します。

（省略）

### 第3【ファンドの経理状況】

< 訂正前 >

(1) (省略)

(2) (省略)

< 訂正後 >

(1) (省略)

(2) (省略)

(3) 当ファンドの中間財務諸表は、第2期中間計算期間（平成23年4月12日から平成23年10月11日まで）について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

(4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期中間計算期間（平成23年4月12日から平成23年10月11日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

#### 1【財務諸表】

末尾に< 中間財務諸表 > を追加します。

< 末尾追加 >

[次へ](#)

## &lt; 中間財務諸表 &gt;

H S B C ブラジル・インフラ株式オープン

( 1 ) 中間貸借対照表

( 単位 : 円 )

		第 2 期中間計算期間末 (平成23年10月11日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
親投資信託受益証券		1,402,110,204
未収入金		18,500,799
流動資産合計		1,420,611,003
資産合計		1,420,611,003
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金		18,500,799
未払受託者報酬		579,714
未払委託者報酬		17,777,911
その他未払費用		1,097,336
流動負債合計		37,955,760
負債合計		37,955,760
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本		1,914,612,283
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金 ( )		531,957,040
( 分配準備積立金 )		215,180,454
元本等合計		1,382,655,243
純資産合計		1,382,655,243
負債純資産合計		1,420,611,003

[次へ](#)

## ( 2 ) 中間損益及び剰余金計算書

( 単位 : 円 )

	第 2 期中間計算期間 自 平成23年 4 月12日 至 平成23年10月11日
営業収益	
有価証券売買等損益	708,590,950
営業収益合計	708,590,950
営業費用	
受託者報酬	579,714
委託者報酬	17,777,911
その他費用	1,097,336
営業費用合計	19,454,961
営業利益又は営業損失 ( )	728,045,911
経常利益又は経常損失 ( )	728,045,911
中間純利益又は中間純損失 ( )	728,045,911
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額 ( )	64,341,886
期首剰余金又は期首欠損金 ( )	171,116,903
剰余金増加額又は欠損金減少額	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	39,369,918
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	31,022,394
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	8,347,524
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金 ( )	531,957,040

[次へ](#)

## ( 3 ) 中間注記表

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

期別 項目	第2期中間計算期間 (自 平成23年 4月12日 至 平成23年10月11日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

( 追加情報 )

第2期中間計算期間（自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日）

当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

( 中間貸借対照表に関する注記 )

	第2期中間計算期間末 (平成23年10月11日現在)
1. 受益権の総数	1,914,612,283口
2. 元本の欠損 「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号) 第55条の6第10号に規定する額	531,957,040円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.7222円 (7,222円)

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第2期中間計算期間 (自 平成23年 4月12日 至 平成23年10月11日)
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額  3,864,743円



## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

第2期中間計算期間  
（自 平成23年 4月12日  
至 平成23年10月11日）

## 1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。

## 2. 時価の算定方法

## (1) 親投資信託受益証券

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

## (2) 金銭債権及び金銭債務

中間貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

第2期中間計算期間（自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日）

該当事項はございません。

## （デリバティブ取引に関する注記）

第2期中間計算期間末（平成23年10月11日現在）

該当事項はございません。

## （重要な後発事象に関する注記）

第2期中間計算期間（自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日）

該当事項はございません。

## （その他の注記）

## 元本額の変動

項目	第2期中間計算期間末 （平成23年10月11日現在）
期首元本額	2,287,507,675円
期中追加設定元本額	75,562,262円
期中一部解約元本額	448,457,654円

## 参考情報

当ファンドは、「H S B C ブラジル・インフラ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

なお、当ファンドの中間計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「H S B C ブラジル・インフラ株式マザーファンド」の状況

以下の記載した情報は監査の対象外であります。

## ( 1 ) 貸借対照表

科目	対象年月日	(平成23年10月11日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		41,033,550
コール・ローン		41,714,203
株式		1,330,965,975
未収入金		5,463,861
未収配当金		1,499,483
未収利息		57
流動資産合計		1,420,677,129
資産合計		1,420,677,129
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定		140
未払解約金		18,500,799
流動負債合計		18,500,939
負債合計		18,500,939
純資産の部		
元本等		
元本		1,898,334,964
剰余金		
剰余金又は欠損金( )		496,158,774
元本等合計		1,402,176,190
純資産合計		1,402,176,190
負債純資産合計		1,420,677,129

## ( 2 ) 注記表

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

項目	対象年月日 ( 自 平成23年 4月12日 至 平成23年10月11日 )
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式原則として海外取引所における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。</p> <p>開示対象ファンドの中間計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないとして委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>外国為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、開示対象ファンドの中間計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条並びに第61条に基づいて処理しております。</p>

## ( 追加情報 )

開示対象ファンドの中間計算期間（自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日）の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## ( 貸借対照表に関する注記 )

( 平成23年10月11日現在 )	
1. 受益権の総数	1,898,334,964口
2. 元本の欠損	
「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号) 第55条の6第10号に規定する額	496,158,774円
3. 1口当たり純資産額	0.7386円
( 1万口当たり純資産額	7,386円 )

## ( 金融商品に関する注記 )

## 金融商品の時価等に関する事項

（自 平成23年 4月12日  
至 平成23年10月11日）

## 1. 貸借対照表計上額、時価及び差額

金融商品は時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありませぬ。

## 2. 時価の算定方法

## (1) 株式

「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。

## (2) 派生商品評価勘定

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

## (3) 金銭債権及び金銭債務

貸借対照表に計上している金銭債権及び金銭債務は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

（自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日）

該当事項はございませぬ。

## (デリバティブ取引に関する注記)

（通貨関連）

（平成23年10月11日現在）

区分	種類	契約額等 (円)		時 価 (円)	評価損益 (円)
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	7,670,860	-	7,671,000	140
合 計		-	-	-	140

## (注) 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しております。

同期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 同期間末日において当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日にもっとも近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

ロ) 同期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 同期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない通貨については、同期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありませぬ。

## (重要な後発事象に関する注記)

（自 平成23年4月12日 至 平成23年10月11日）

該当事項はございませぬ。

（その他の注記）

本書における開示対象ファンドの当中間計算期間における元本額の変動

（平成23年10月11日現在）	
期首元本額：	2,286,267,689円
期中追加設定元本額：	75,072,649円
期中一部解約元本額：	463,005,374円
期末元本額：	1,898,334,964円
元本の内訳：*	
H S B C ブラジル・ インフラ株式オープン	1,898,334,964円

\*当該親投資信託の受益証券を投資対象とする投資信託の元本であります。

## 2【ファンドの現況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

### <訂正・更新後>

以下は平成23年10月末日現在の当ファンドの現況です。

#### 【純資産額計算書】

資産総額	1,541,764,178	円
負債総額	4,049,278	円
純資産総額（ - ）	1,537,714,900	円
発行済口数	1,918,176,984	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8017	円

#### ご参考 H S B C ブラジル・インフラ株式マザーファンド

資産総額	1,548,601,556	円
負債総額	9,194,358	円
純資産総額（ - ）	1,539,407,198	円
発行済口数	1,875,253,494	口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8209	円

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

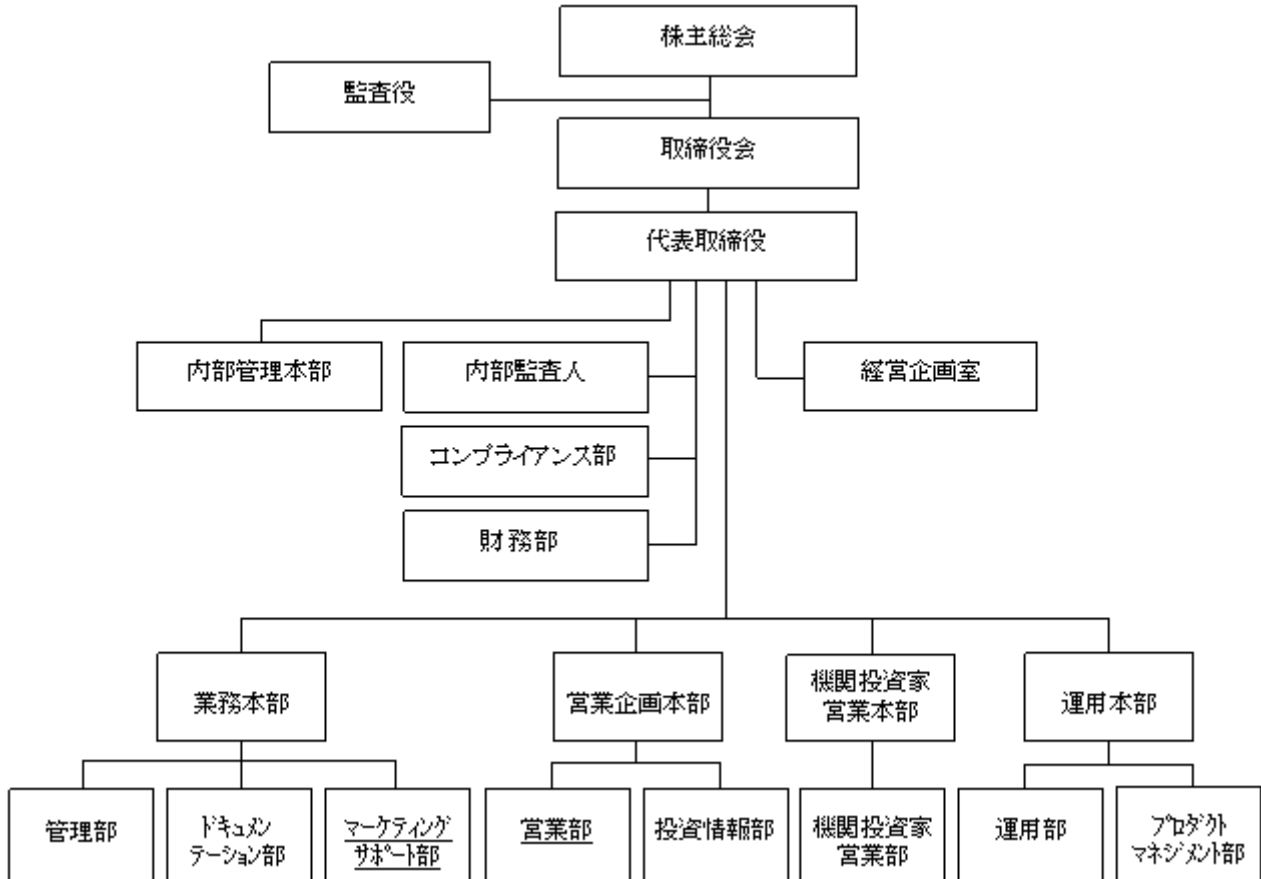
##### 1【委託会社等の概況】

< 訂正前 >

（省略）

##### （2）委託会社の機構

組織図（平成23年5月末日現在）



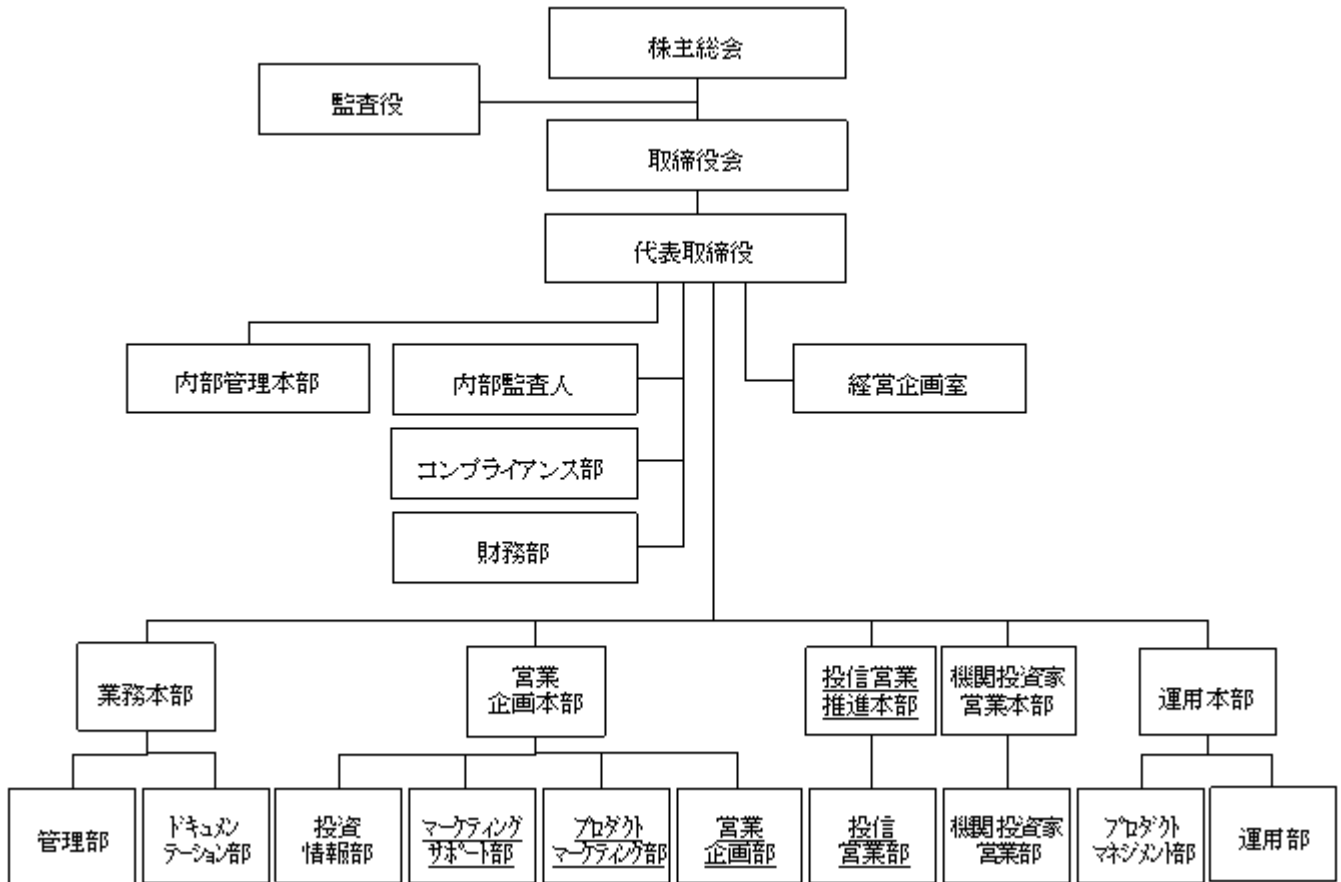
（省略）

&lt; 訂正後 &gt;

(省略)

(2) 委託会社の機構

組織図（本書提出日現在）



(省略)



## 2【事業の内容及び営業の概況】

<訂正前>

（省略）

平成23年5月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	33	785,195 百万円
合 計	33	785,195 百万円

<訂正後>

（省略）

平成23年10月末現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。（親投資信託は、ファンド数および純資産総額の合計から除いています。）

基本的性格	ファンド数	純資産総額
追加型株式投資信託	34	591,297 百万円
合 計	34	591,297 百万円

## 3【委託会社等の経理状況】

以下は全文更新につき、訂正・更新後のものを記載いたします。

<訂正・更新後>

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令 第52号）により作成しております。  
なお、第25期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、第26期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。
- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第25期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表について、あずさ監査法人により監査を受けており、第26期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。  
また、当中間会計期間（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。  
なお、従来から当社が監査証明を受けているあずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となりました。
- (4) 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## ( 1 ) 【貸借対照表】

( 単位：千円 )

	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
預金	*4	4,277,258	*4	7,169,735
前払費用	*5	16,631		6,089
未収入金		46,919		22,872
未収委託者報酬		1,504,856		1,337,973
未収投資助言報酬		20,379		17,560
未収収益		7,748		-
繰延税金資産		122,348		182,176
流動資産計		5,996,141		8,736,407
<b>固定資産</b>				
<b>有形固定資産</b>				
建物附属設備	*1	31,532	*1	27,581
器具備品		8,232		5,779
有形固定資産計		39,765		33,360
<b>無形固定資産</b>				
商標権		-		991
無形固定資産計		-		991
<b>投資その他の資産</b>				
敷金		43,905		44,556
繰延税金資産		775		11,323
その他		1,800		-
投資その他の資産計		46,480		55,880
固定資産計		86,245		90,232
資産合計		6,082,386		8,826,640
<b>負債の部</b>				
<b>流動負債</b>				
預り金		-		353
未払金	*4	645,039	*4, 5	961,379
未払費用		958,979		840,730
未払法人税等	*2	880,258	*2	1,101,898
未払消費税等		109,318		167,507
賞与引当金		41,448		87,330
流動負債計		2,635,044		3,159,199
<b>固定負債</b>				
長期未払金	*5	4,625		-
役員退職慰労引当金		20,952		24,673
固定負債計		25,578		24,673
負債合計		2,660,622		3,183,872

	(単位：千円)	
	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,926,763	5,147,767
利益剰余金計	2,926,763	5,147,767
株主資本計	3,421,763	5,642,767
純資産合計	3,421,763	5,642,767
負債・純資産合計	6,082,386	8,826,640

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		9,928,824		14,640,091
投資助言報酬		103,117		90,651
その他営業収益		27,757		3,430
営業収益計		10,059,699		14,734,173
営業費用				
支払手数料	*2	4,006,177	*2	6,120,220
広告宣伝費		33,957		53,806
調査費				
調査費		22,904		18,226
委託調査費		1,924,479		2,770,320
調査費計		1,947,383		2,788,546
委託計算費		117,711		135,093
営業雑費				
通信費		22,222		25,148
印刷費		167,431		185,681
協会費		4,014		5,796
諸会費		550		550
営業雑費計		194,218		217,177
営業費用計		6,299,448		9,314,845
一般管理費				
給料 *2				
役員報酬	*1	67,381	*1	67,091
給料・手当	*3	648,616	*3	669,223
退職手当		-		54,787
賞与		203,091		273,379
賞与引当金繰入額		41,448		87,330
給料計		960,536		1,151,812
交際費		2,538		8,064
旅費交通費		27,792		25,718
租税公課		17,912		23,259
不動産賃借料		39,148		40,541
役員退職慰労引当金繰入		3,740		3,720
固定資産減価償却費		8,020		11,845
弁護士費用等		22,865		58,374
事務委託費		-	*2	210,555
保険料		5,263		6,883
諸経費	*2	246,788		100,165
一般管理費計		1,334,605		1,640,940
営業利益		2,425,645		3,778,387

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
営業外収益		
受取利息	279	3
為替差益	827	302
消費税還付収入	854	-
その他	249	102
営業外収益計	2,210	408
営業外費用		
雑損失	2,878	461
営業外費用計	2,878	461
經常利益	2,424,978	3,778,334
特別利益		
固定資産売却益	616	-
特別利益計	616	-
特別損失		
固定資産除却損	145	0
特別損失計	145	0
税引前当期純利益	2,425,449	3,778,334
法人税、住民税及び事業税	1,071,033	1,627,707
法人税等調整額	59,958	70,376
当期純利益	1,414,374	2,221,004

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	495,000	495,000
当期末残高	495,000	495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,542,820	2,926,763
当期変動額		
当期純利益	1,414,374	2,221,004
自己株式の消却	4,030,431	-
当期変動額合計	2,616,057	2,221,004
当期末残高	2,926,763	5,147,767
自己株式		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	4,030,431	-
自己株式の消却	4,030,431	-
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
前期末残高	6,037,820	3,421,763
当期変動額		
当期純利益	1,414,374	2,221,004
自己株式の取得	4,030,431	-
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	2,616,057	2,221,004
当期末残高	3,421,763	5,642,767
純資産合計		
前期末残高	6,037,820	3,421,763
当期変動額		
当期純利益	1,414,374	2,221,004
自己株式の取得	4,030,431	-
自己株式の消却	-	-
当期変動額合計	2,616,057	2,221,004
当期末残高	3,421,763	5,642,767

## 重要な会計方針

項目	前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
1 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産除く） 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下のとおり であります。</p> <p>建物附属設備 5年 器具備品 3～5年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産除く） —————</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前に開始する事業年度に属するもの及び個々のリース資産で重要性が乏しいと認められるものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>同左</p> <p>定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。</p> <p>商標権 10年</p> <p>同左</p>
2 引当金の計上基準	<p>(1) 退職給付引当金 従業員に対する退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。但し、当事業年度には対象従業員が居ない為、引当計上はしておりません。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基き当事業年度末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>同左</p>
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>	<p>同左</p>
4 その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。</p>	<p>同左</p>

## 会計方針の変更

<b>前事業年度</b> 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	<b>当事業年度</b> 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
_____	（資産除去債務に関する会計基準等） 当事業年度から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 なお、この変更による影響はありません。

## 表示方法の変更

<b>前事業年度</b> 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	<b>当事業年度</b> 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
_____	（損益計算書） 1．前事業年度において「給料・手当」に含めて表示しておりました「退職手当」（前事業年度37,109千円）は、当事業年度において区分掲記することとしました。 2．前事業年度において「諸経費」に含めて表示しておりました「事務委託費」（前事業年度181,562千円）は、当事業年度において区分掲記することとしました。

## 注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度（平成22年3月31日現在）	当事業年度（平成23年3月31日現在）																
1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">5,436千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">5,847千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	5,436千円	器具備品	5,847千円	1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">建物附属設備</td> <td style="text-align: right;">13,567千円</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td style="text-align: right;">9,553千円</td> </tr> </table>	建物附属設備	13,567千円	器具備品	9,553千円								
建物附属設備	5,436千円																
器具備品	5,847千円																
建物附属設備	13,567千円																
器具備品	9,553千円																
2 未払法人税等の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">法人税</td> <td style="text-align: right;">572,005千円</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td style="text-align: right;">72,102千円</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td style="text-align: right;">84,232千円</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td style="text-align: right;">151,917千円</td> </tr> </table>	法人税	572,005千円	事業税	72,102千円	地方法人特別税	84,232千円	住民税	151,917千円	2 未払法人税等の内訳 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">法人税</td> <td style="text-align: right;">745,608千円</td> </tr> <tr> <td>事業税</td> <td style="text-align: right;">95,074千円</td> </tr> <tr> <td>地方法人特別税</td> <td style="text-align: right;">106,604千円</td> </tr> <tr> <td>住民税</td> <td style="text-align: right;">154,610千円</td> </tr> </table>	法人税	745,608千円	事業税	95,074千円	地方法人特別税	106,604千円	住民税	154,610千円
法人税	572,005千円																
事業税	72,102千円																
地方法人特別税	84,232千円																
住民税	151,917千円																
法人税	745,608千円																
事業税	95,074千円																
地方法人特別税	106,604千円																
住民税	154,610千円																
3 当座貸越契約及び貸出コミットメント 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行の香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。 当事業年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次の通りであります。	同左																



<p>当座貸越極度額及び貸出 コミットメントの総額 1,000,000千円</p> <p>借入実行残高 - //</p> <p>差引額 1,000,000 //</p>	同左
<p>4 関係会社に対する債権及び債務 各科目に含まれているものは、次の通りであります。</p> <p>預金 4,234,934千円 未払金 9,319千円</p>	<p>4 関係会社に対する債権及び債務 各科目に含まれているものは、次の通りであります。</p> <p>預金 7,132,716千円 未払金 80,178千円</p>
<p>5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間（3年）に亘って費用処理しております。</p>	<p>5 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。</p>

## (損益計算書関係)

前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
<p>1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <p>取締役 年額 300,000千円 監査役 年額 50,000千円</p>	<p>1 役員報酬の限度額は次の通りであります。</p> <p>同左</p>
<p>2 関係会社に係る営業費用 各科目に含まれているものは、次の通りであります。</p> <p>支払手数料 42,844千円 諸経費 29,611千円</p>	<p>2 関係会社に係る営業費用 各科目に含まれているものは、次の通りであります。</p> <p>支払手数料 101,960千円 事務委託費 118,080千円 人件費等 94,650千円</p>
<p>3 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額86,353千円が含まれております。</p>	<p>3 給料・手当及び退職手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額106,826千円が含まれております。</p>

## (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	9,900	-	7,800	2,100

## (変動事由の概要)

減少数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の消却による減少 7,800株

## 2．自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式	-	7,800	7,800	-

## (変動事由の概要)

当社は、平成21年6月17日開催の株主総会において、会社法第156条第1項及び当社定款の定めに基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。また、取得した自己株式は平成21年6月22日開催の取締役会において、7,800株の消却の決議をいたしました。

## 1．自己株式取得の理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の一環として、自己株式の取得を行うものです。

## 2．取得の内容

取得方法 株主からの取得

取得対象株式の種類 当社普通株式

取得しうる株式の総数 7,800株（発行済株式総数9,900株に対する割合78.8%）

株式の取得価額の総額 4,030百万円

買付期間 平成21年6月17日～平成21年9月30日

## 3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,100	-	-	2,100

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

## （リース取引関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
（1）預金	4,277,258	4,277,258	-
（2）未収委託者報酬	1,504,856	1,504,856	-
（3）未収投資助言報酬	20,379	20,379	-
資産計	5,802,493	5,802,493	-
（1）未払金	645,039	645,039	-
（2）未払費用	958,979	958,979	-
負債計	1,604,019	1,604,019	-

注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目（1）預金、（2）未収委託者報酬、（3）未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目（1）未払金、（2）未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## （1）金融商品に関する取組方針

当社は、内部管理規程に基づく安全性及びカウンターパーティー・リスクを重視した運用を自己資金運用の基本方針としております。

## （2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬は、当社が運用を委託している信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。未収投資助言報酬は、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理をしており、回収期日はすべて1年以内となっております。営業債務である未払金、未払費用は、1年以内の支払期日となっております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	7,169,735	7,169,735	-
(2) 未収委託者報酬	1,337,973	1,337,973	-
(3) 未収投資助言報酬	17,560	17,560	-
資産計	8,525,269	8,525,269	-
(1) 未払金	961,379	961,379	-
(2) 未払費用	840,730	840,730	-
負債計	1,802,110	1,802,110	-

注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

(追加情報)

当会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)

及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

(1) セグメント情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社の報告セグメントは、投資信託・助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（ 2 ） 関連情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（ 1 ） 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（ 2 ） 有形固定資産

本邦の所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（ 3 ） 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（ 3 ） 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（ 4 ） 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

（ 5 ） 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日																																																																		
<p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却の償却超過額</td><td style="text-align: right;">775</td></tr> <tr><td>退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">8,525</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td style="text-align: right;">41,682</td></tr> <tr><td>賞与引当金否認</td><td style="text-align: right;">16,864</td></tr> <tr><td>長期未払金否認</td><td style="text-align: right;">1,882</td></tr> <tr><td>貸倒引当金否認</td><td style="text-align: right;">406</td></tr> <tr><td>未払事業税等</td><td style="text-align: right;">63,397</td></tr> <tr><td>前払費用</td><td style="text-align: right;">501</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">134,032</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">10,909</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の合計</td><td style="text-align: right;">123,123</td></tr> </table> <p>2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">%</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率（調整）</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">0.3</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.0</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">1.3</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">41.7</td></tr> </table>	繰延税金資産		減価償却の償却超過額	775	退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額	8,525	未払費用否認	41,682	賞与引当金否認	16,864	長期未払金否認	1,882	貸倒引当金否認	406	未払事業税等	63,397	前払費用	501	繰延税金資産小計	134,032	評価性引当額	10,909	繰延税金資産の合計	123,123	法定実効税率（調整）	40.7	評価性引当額	0.3	住民税均等割	0.0	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.7	<p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr><td>減価償却の償却超過額</td><td style="text-align: right;">1,284</td></tr> <tr><td>退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額</td><td style="text-align: right;">10,039</td></tr> <tr><td>未払金否認</td><td style="text-align: right;">32,783</td></tr> <tr><td>未払費用否認</td><td style="text-align: right;">37,455</td></tr> <tr><td>賞与引当金否認</td><td style="text-align: right;">35,533</td></tr> <tr><td>未払事業税等</td><td style="text-align: right;">82,061</td></tr> <tr><td>前払費用</td><td style="text-align: right;">2,209</td></tr> <tr><td>繰延税金資産小計</td><td style="text-align: right;">201,366</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">7,866</td></tr> <tr><td>繰延税金資産の合計</td><td style="text-align: right;">193,500</td></tr> </table> <p>2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p style="text-align: right;">%</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率（調整）</td><td style="text-align: right;">40.7</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">0.0</td></tr> <tr><td>住民税均等割</td><td style="text-align: right;">0.0</td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.5</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">41.2</td></tr> </table>	繰延税金資産		減価償却の償却超過額	1,284	退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額	10,039	未払金否認	32,783	未払費用否認	37,455	賞与引当金否認	35,533	未払事業税等	82,061	前払費用	2,209	繰延税金資産小計	201,366	評価性引当額	7,866	繰延税金資産の合計	193,500	法定実効税率（調整）	40.7	評価性引当額	0.0	住民税均等割	0.0	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.2
繰延税金資産																																																																			
減価償却の償却超過額	775																																																																		
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額	8,525																																																																		
未払費用否認	41,682																																																																		
賞与引当金否認	16,864																																																																		
長期未払金否認	1,882																																																																		
貸倒引当金否認	406																																																																		
未払事業税等	63,397																																																																		
前払費用	501																																																																		
繰延税金資産小計	134,032																																																																		
評価性引当額	10,909																																																																		
繰延税金資産の合計	123,123																																																																		
法定実効税率（調整）	40.7																																																																		
評価性引当額	0.3																																																																		
住民税均等割	0.0																																																																		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.7																																																																		
繰延税金資産																																																																			
減価償却の償却超過額	1,284																																																																		
退職給付引当金及び役員退職慰労金損金算入限度超過額	10,039																																																																		
未払金否認	32,783																																																																		
未払費用否認	37,455																																																																		
賞与引当金否認	35,533																																																																		
未払事業税等	82,061																																																																		
前払費用	2,209																																																																		
繰延税金資産小計	201,366																																																																		
評価性引当額	7,866																																																																		
繰延税金資産の合計	193,500																																																																		
法定実効税率（調整）	40.7																																																																		
評価性引当額	0.0																																																																		
住民税均等割	0.0																																																																		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5																																																																		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.2																																																																		

## （関連当事者との取引）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

## （ア）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出 資金	事業の 内容又 は職業	議決権 行使等 の被所 有者割 合	関連当 事者 との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	22,494百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の 預金	*1 資金の 預入		預金	4,234,934
							*2 支払手 数料	42,844	未払 金	9,319
							*3 諸経費	29,611		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行なっていません。

## 取引条件及び取引条件の決定方針

\*1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。

\*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

\*3 当該会社とのサービス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

\*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

## （イ）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 行使等 の被所 有者割 合	関連当事 者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	29,961	未払費用	16,830
同一の 親会社 を持つ 会社	Halbis Capital Management (UK) Ltd	英国 ロンドン	17,800千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	86,851	未払費用	4,261
同一の 親会社 を持つ 会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	30,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用 契約、 役員の兼任	事務委託	24,768	未払費用	10,888
							*1 支払投資 運用報酬	13,849		
同一の 親会社 を持つ 会社	Halbis Capital Management (HK)Ltd	香港	5,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	投資運用 契約、 役員の兼任	*1 支払投資 運用報酬	874,821	未払費用	244,962
同一の 親会社 を持つ 会社	Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd	香港	6,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	投資運用 契約、 役員の兼任	共通発生経費 立替分	27,757	未収収益	7,748
							*1 支払投資 運用報酬	635	未払費用	-
同一の 親会社 を持つ 会社	Sinopia Asset Management SA	フランス パリ	3,387千 ユーロ	投資 運用業	なし	投資運用 契約	マネージメント フィー	1,156	未収収益	-
							*1 支払投資 運用報酬	75,055	未払費用	34,993

同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,284百万 ブラジル レアル	銀行業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	872,058	未払費用	572,322
-------------	---------------------	------	------------------------	-----	----	------------	-----------------	---------	------	---------

## 取引条件及び取引条件の決定方針

\*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

## 1 関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited *4	香港	22,494百万 香港ドル	銀行業	間接 100%	資金の 預金・ 販売委 託契約 ・事務 委託 役員の 兼任	*1 資金 の預入		預金	7,132,716
							*2 支払 手数料	101,960	未払 金	80,178
							*3 事務 委託	18,080		
							人件費等	94,650		

日常業務に関わる資金の出入りであるため、取引金額の記載を行っておりません。

## 取引条件及び取引条件の決定方針

\*1 当該預金は定期預金1,005,246千円を含んでおり、預け入れ更新日の利率表に基づき、利息を授受しております。残額については、全額当座預金であり、無利息となっております。

\*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

\*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。

\*4 当該預金並びに当該会社との取引内容につきましては、The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limitedの東京支店に対するものです。

## (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権行使等の被所有者割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management Ltd	英国 ロンドン	146,275千 ポンド	投資 運用業	なし	事務委託等	事務委託	46,011	未払費用	38,148
同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (UK) Ltd *4	英国 ロンドン	17,800千 ポンド	投資 運用業	なし	投資運用 契約	*1 支払投資 運用報酬	68,252	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (HK) Ltd	香港	240,000千 香港ドル	投資 運用業	なし	事務委託・ 投資運用 契約	事務委託	27,925	未払費用	178,425
							*1 支払投資 運用報酬	225,313		



同一の親会社を持つ会社	Halbis Capital Management (HK)Ltd *5	香港	5,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	749,164	未払費用	40,132
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd *6	香港	6,000千香港ドル	投資運用業	なし	投資運用契約	共通発生経費立替分	3,430	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	4,350	未払費用	-
同一の親会社を持つ会社	Sinopia Asset Management SA	フランスパリ	3,387千ユーロ	投資運用業	なし	投資運用契約	マネジメントフィー	989	未収収益	-
							*1 支払投資運用報酬	65,894	未払費用	29,379
同一の親会社を持つ会社	HSBC Bank Brasil SA	ブラジル	4,824百万ブラジルレアル	銀行業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	1,633,381	未払費用	505,489
同一の親会社を持つ会社	HSBC Global Asset Management (UK) Ltd	英国ロンドン	35,621千ポンド	投資運用業	なし	投資運用契約	*1 支払投資運用報酬	23,964	未払費用	4,126
同一の親会社を持つ会社	HSBC Services Japan Limited *7	バハマ	5千米ドル	サービス業	なし	事務委託	*3 事務委託	9,769	未払金	337,020
							人件費・事務所賃借料等	941,898		
同一の親会社を持つ会社	HSBC Securities (Japan) Limited *8	英国ロンドン	119百万ポンド	証券業	なし	販売委託契約・事務委託、役員の兼任	*2 支払手数料	12,598	未払金	10,849
							*3 事務委託	13,265		
							人件費等	25,751		

## 取引条件及び取引条件の決定方針

- \*1 当該会社との投資運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*2 当該会社との販売に関する契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。
- \*3 当該会社とのパフォーマンス・レベル・アグリーメントに基づき、予め定められた料率並びに計算方法で計算された金額を支払っております。
- \*4 Halbis Capital Management (UK) Ltd. は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (UK) Ltd. に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- \*5 Halbis Capital Management (HK)Ltd. は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd. に、平成23年1月1日付けで統合されました。
- \*6 Sinopia Asset Management (Asia Pacific) Ltd. は、HSBCグループのブランディング（商標）の統一を目的として、HSBC Global Asset Management (HK) Ltd. に、平成23年3月1日付けで統合されました。
- \*7 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Services Japan Limitedの東京支店に対するものです。
- \*8 当該会社との取引内容につきましては、HSBC Securities (Japan) Limited の東京支店に対するものです。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (1) 親会社情報

The Hongkong and Shanghai Banking Corporation, Limited (非上場)

## (1株当たり情報)

前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
1株当たり純資産額 1,629,411.21円	1株当たり純資産額 2,687,032.35円
1株当たり当期純利益 367,179.22円	1株当たり当期純利益 1,057,621.14円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りです。

	前事業年度 自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日	当事業年度 自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日
当期純利益（千円）	1,414,374	2,221,004
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,414,374	2,221,004
普通株式の期中平均株式数（株）	3,852	2,100

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

[次へ](#)

## &lt; 中間財務諸表 &gt;

## ( 1 ) 中間貸借対照表

( 単位：千円 )

		当中間会計期間末 (平成23年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金		6,350,297
前払費用		5,318
未収入金		20,949
未収委託者報酬		2,332,745
未収投資助言報酬		15,509
繰延税金資産		164,548
流動資産計		8,889,369
固定資産		
有形固定資産 <span style="float: right;">*1</span>		
建物附属設備		23,466
器具備品		5,418
有形固定資産計		28,884
無形固定資産		
商標権		941
無形固定資産計		941
投資その他の資産		
敷金		34,432
繰延税金資産		12,757
投資その他の資産計		47,190
固定資産計		77,016
資産合計		8,966,385
<b>負債の部</b>		
流動負債		
預り金		148
未払金	*4	1,019,970
未払費用		631,531
未払消費税等	*2	26,452
未払法人税等		568,139
賞与引当金		223,489
流動負債計		2,469,731
固定負債		
役員退職慰労引当金		26,533
固定負債計		26,533
負債合計		2,496,264
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金		495,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		5,975,121
利益剰余金合計		5,975,121
株主資本合計		6,470,121
純資産合計		6,470,121
負債・純資産合計		8,966,385



## ( 2 ) 中間損益計算書

( 単位：千円 )

	当中間会計期間 ( 自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日 )	
営業収益		
委託者報酬		6,007,488
投資助言報酬		39,342
営業収益計		6,046,830
営業費用		
支払手数料		2,537,286
広告宣伝費		11,028
調査費		
調査費		12,051
委託調査費		1,114,166
調査費計		1,126,217
委託計算費		62,910
営業雑費		
通信費		10,913
印刷費		77,555
協会費		3,961
諸会費		400
営業雑費計		92,830
営業費用計		3,830,274
一般管理費		
給料		
役員報酬		34,374
給料・手当	*1	390,894
賞与		12,658
賞与引当金繰入額		136,159
給料計		574,086
交際費		2,576
旅費交通費		12,299
租税公課		7,771
不動産賃借料		27,354
役員退職慰労引当金繰入		1,860
固定資産減価償却費	*2	6,141
弁護士費用等		23,969
事務委託費		117,188
保険料		3,562
諸経費		35,320
一般管理費計		812,130
営業利益		1,404,425
営業外収益		
受取利息		1
雑収入		161
営業外収益計		162

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
営業外費用	
為替差損	494
雑損失	39
営業外費用計	533
經常利益	1,404,053
税引前中間純利益	1,404,053
法人税、住民税及び事業税	560,506
法人税等調整額	16,194
中間純利益	827,353

## (3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成23年4月 1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	495,000
当中間期末残高	495,000
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	5,147,767
当中間期変動額	
中間純利益	827,353
当中間期変動額合計	827,353
当中間期末残高	5,975,121
株主資本合計	
当期首残高	5,642,767
当中間期変動額	
中間純利益	827,353
当中間期変動額合計	827,353
当中間期末残高	6,470,121
純資産合計	
当期首残高	5,642,767
当中間期変動額	
中間純利益	827,353
当中間期変動額合計	827,353
当中間期末残高	6,470,121

## 中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 [自]平成23年4月 1日 [至]平成23年9月30日
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備    5年 器具備品        3～5年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお主な耐用年数は以下の通りであります。 商標権          10年
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員退職慰労引当金 役員の在任中の貢献に報いるために、役員退職慰労金制度の内規に基き当中間会計期間末における要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。
3 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4 その他中間財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (追加情報)

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

## 注記事項

## （中間貸借対照表関係）

## 当中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

建物附属設備	17,682千円
器具備品	11,717千円

- 2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。

- 3 当座貸越契約及び貸出コミットメント

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行である香港上海銀行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当中間会計期間末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入未実行残高は以下の通りであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	1,000,000千円
借入実行残高	- "
差引借入未実行残高	1,000,000 "

- 4 当社が採用するグループ会社株式による報酬制度に係る費用については、当社負担相当額を権利確定期間に亘って費用処理しております。

## （中間損益計算書関係）

## 当中間会計期間

[自]平成23年4月 1日

[至]平成23年9月30日

- 1 給料・手当には、被出向者に係る退職給付費用相当額30,531千円が含まれております。

- 2 減価償却費は以下の通りであります。

有形固定資産	6,091千円
無形固定資産	50千円



## （中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間末（平成23年9月30日現在）				
1 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度 期首	増加	減少	当中間会計 期間末
普通株式	2,100	-	-	2,100
2 自己株式に関する事項 該当事項はありません。				
3 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。				
4 配当に関する事項 該当事項はありません。				

## （リース取引関係）

該当事項はありません。

## （金融商品関係）

金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	6,350,297	6,350,297	-
(2) 未収委託者報酬	2,332,745	2,332,745	-
(3) 未収投資助言報酬	15,509	15,509	-
資産計	8,698,552	8,698,552	-
(1) 未払金	1,019,970	1,019,970	-
(2) 未払費用	631,531	631,531	-
負債計	1,651,502	1,651,502	-

## 注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産項目 (1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債項目 (1) 未払金、(2) 未払費用

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

重要性がないため、記載を省略しております。

（セグメント情報等）

（１）セグメント情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当社の報告セグメントは、投資信託・助言葉の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（２）関連情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

１．サービスごとの情報

単一サービスによる営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（３）報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（４）報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（５）報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

## （一株当たり情報）

当中間会計期間 [自]平成23年4月 1日 [至]平成23年9月30日	
1株当たり純資産額	3,081,010.04円
1株当たり中間純利益金額	393,977.68円

- （注）1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間 [自]平成23年4月 1日 [至]平成23年9月30日
中間純利益（千円）	827,353
普通株式に係る中間純利益（千円）	827,353
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式の期中平均株式数（株）	2,100

## （重要な後発事象）

該当事項はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

資本金の額等について一部訂正を行います。以下は、訂正・更新後のものです。

（下線部\_\_\_は、訂正部分を示します。）

## &lt;訂正・更新後&gt;

## (1) 受託会社

名 称：三菱UFJ信託銀行株式会社

資本金の額：324,279百万円（平成23年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (参考) 再信託受託会社

名 称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成23年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
安藤証券株式会社	2,280百万円 （平成23年3月末現在）	金融商品取引法に定める 第一種金融商品取引業を 営んでいます。
株式会社SBI証券	47,937百万円 （平成23年3月末現在）	
岡三オンライン証券株式会社	8,000百万円 （平成23年3月末現在）	
おきなわ証券株式会社	628百万円 （平成23年3月末現在）	
香川証券株式会社	555百万円 （平成23年3月末現在）	
極東証券株式会社	5,251百万円 （平成23年3月末現在）	
篠山証券株式会社	100百万円 （平成23年3月末現在）	
静岡東海証券株式会社	600百万円 （平成23年3月末現在）	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円 （平成23年3月末現在）	
上光証券株式会社	500百万円 （平成23年3月末現在）	

東武証券株式会社	420百万円 (平成23年3月末現在)	
奈良証券株式会社	117百万円 (平成23年3月末現在)	
播陽証券株式会社	112百万円 (平成23年3月末現在)	
フィリップ証券株式会社	720百万円 (平成23年3月末現在)	
山形証券株式会社	100百万円 (平成23年3月末現在)	
楽天証券株式会社	7,495百万円 (平成23年3月末現在)	
リーディング証券株式会社	1,670百万円 (平成23年3月末現在)	
株式会社群馬銀行	48,652百万円 (平成23年3月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社三井住友銀行	1,770,996百万円 (平成23年3月末現在)	
楽天銀行株式会社	25,954百万円 (平成23年3月末現在)	
ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッド	224億9,396万8,235香港ドル 125億3,350万米ドル（注） (平成22年12月末現在)	
三井生命保険株式会社	167,280百万円 (平成23年3月末現在)	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注) ザ・ホンコン・アンド・シャンハイ・バンキング・コーポレーション・リミテッドの資本金の額は、自己資本の額です。

(3) 投資顧問会社（運用委託先）

名称：H S B C バンク ブラジル エス エイ- Banco Múltiplo

資本金の額：5,177百万リアル（平成23年3月末現在）

事業の内容：ブラジルにおいて主として銀行業務、資産運用業務を行っています。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月12日

H S B C 投信株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「H S B C ブラジル・インフラ株式オ - プン」の平成23年4月12日から平成23年10月11日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「H S B C ブラジル・インフラ株式オ - プン」の平成23年10月11日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年4月12日から平成23年10月11日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

H S B C 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月15日

H S B C 投信株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月9日

H S B C 投信株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通教  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第27期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

H S B C 投信株式会社  
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指 定 社  
員 公 認 会 計 士 安 藤 通 教  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているH S B C 投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、H S B C 投信株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。